

中辺分別論における煩惱と業

舟 橋 尚 哉

はじめに

中辺分別論は初期唯識思想を伝えている重要な論書であるが、業に関する所説は比較的少ない。中辺分別論はこの論名⁽¹⁾が示しているように、「中と辺とを弁別する論」すなわち中道と二辺（両極端）とを弁別し、結局中道を説かんとする論であるが、第一章相品、1 虚妄分別、5 雜染相では十二支縁起と三種、二種、七種の雜染との関係が説かれ、その三種雜染すなわち煩惱雜染、業雜染、生雜染の中で、煩惱と業との記述が見られるので、この点について少しく考察してみたい。

次に「母を殺し⁽³⁾、父を殺し、阿羅漢を殺し、僧伽を破り、如来の身において害心をもって血を出すこと」といういわゆる五無間業は阿鼻地獄に墮する最大の罪悪であるが、楞伽經では母や父や阿羅漢を解釈して、「母は渴愛であり、父は無明であり、阿羅漢は随眠である云々」と説き、普通一般にいわれる五無間業の解釈とは異なっている。私はこうした考えがすでに法句經並びに法句經の註釈にあることを指摘しながら、五無間業についても考察してみようと思う。

中辺分別論相品には次のような記述がある。

「それなる、この〔十二支縁起〕は

『三種、二種、および七種の雑染〔の存在〕である。虚妄分別の故に』(相品第十一偈c1d)

三種の雑染とは、(一)煩惱雑染と(二)業雑染と(三)生雑染とである。その中、(一)煩惱雑染とは無明と愛と取とである。(二)業雑染とは「諸」行と有とである。(三)生雑染とはその余の「七」支である」

ここでは十二支縁起と三雑染、すなわち煩惱雑染、業雑染、生雑染との関係が説かれているが、この三雑染についてはすでに解深密經分別瑜伽品にも、

「雑染義者。謂三界中三種雑染。一者煩惱雑染。二者業雑染。三者生雑染」(大正一六、七〇〇上)とか、

「於初地中対治惡趣煩惱業生雑染障」(大正一六、七〇二上)と説かれている。

更に瑜伽論卷八および卷九には、この三雑染がより一層詳細に説かれているので、それらの記述と対照しながら三雑染を考察してみようと思う。瑜伽論卷八の初めには、

「復次云何雑染施設建立。謂由三種雑染。一煩惱雑染。二業雑染。三生雑染」(大正三〇、三一三七)

とあり、煩惱雜染に関しては嗢陀南 (Udana) に云くといつて、

「自性若分別 因位及与門、

上品顛倒撰 差別諸過患」(大正三〇、三一三七)

と説かれ、(1)煩惱の自性、(2)煩惱の分別、(3)煩惱の因、(4)煩惱の位、(5)煩惱の門、(6)煩惱の上品の相、(7)煩惱の顛倒の撰、(8)煩惱の差別、(9)煩惱の過患の順序で煩惱の雜染が語られている。例えば「煩惱の分別」では

「或分ニ種ニ謂見道所断。修道所断。或分ニ三種ニ謂欲繫色繫無色繫」(大正三〇、三一三中)

と説かれ、つづいて四種、五種、六種、七種、八種に分かつといわれ、九種については、

「或分ニ九種ニ謂九結。一愛結。二恚結。三慢結。四無明結。五見結。六取結。七疑結。八嫉結。九慳結」(大正三〇、三一三中)

と説かれるが、この九結については中辺分別論でも障品に詳しく説かれている。

二

次に業雜染に関しては、やはり瑜伽論卷八に、嗢陀南 (Udana) に云くといつて、

「自性若分別 因位及与門、

増上品顛倒 差別諸過患」(大正三〇、三一五七)

と説かれ、(1)業の自性、(2)業の分別、(3)業の因、(4)業の位、(5)業の門、(6)業の上品、(7)業の顛倒、(8)業の差別、(9)業の過患の順序で業雜染が語られているが、この順序は煩惱雜染の順序と全く同じである。その中、「業の分別」

では十不善業道（殺生、不与取、欲邪行、妄語、離間語、鈍惡語、綺語、貪欲、瞋恚、邪見）と十善業道とが詳しく説かれている。

ところで業雜染とは具体的にどういうことであろうか。この点に関して長沢実導博士は、

「それが善なる行為であっても、人が無明を背負う限り、その善は人性論的に宗教論的に個人の全領域を占めるのではないから、絶対善ではありえない（有漏善）。たといその動機が不注意・衝動または他からの強制・誘惑・さしずしに由るとしても、結局は自業であって、それは自己の思業からの思已業なのである。思業→思已業の一切の業が加行業である場合にはすべて『業雜染』とされる。」

といわれ、「行為」⁽⁷⁾もふくめて）と呼ぶ概念はすべて自己の責任における自業であり、行為自体は自己の人間の形成過程の上に何らかの結果（異熟・業報）を植えつける」ものであるといわれる。つまり私たちの一般的なすべての行為は有漏業であり、業雜染なのである。

ここに「たといその動機が不注意・衝動または他からの強制・誘惑・さしずしに由るとしても、結局は自業であって云々」とあるのは、長沢博士も指摘しておられる如く、大乘阿毘達磨集論卷第四には、故思造業(cetanākarma, samīcetanīyatākarma) に関して、

- (1) 他人に強制された故思造業
- (2) 他人に勧誘されたる故思造業
- (3) 無思慮による故思造業
- (4) 根本執着による故思造業

(5) 顛倒による故思造業

など、五種の故思造業が説かれているそれらのことである。

- (1) 顛入二趣除きけりての故思造業
- (2) 顛入二趣除きけりての故思造業

三

この煩惱雑染と業雑染とを合わせて因雑染といい、次の生雑染は果雑染といわれる。すなわち、中辺分別論相品には次の如く説かれている。

「二種の雑染とは、(一)因雑染と(二)果雑染とである。その中、(一)因雑染とは煩惱と業とを自体とせる諸支によってであり、(二)果雑染とはその余の「七」支によってである」

因雑染とは煩惱雑染すなわち無明と愛と取、業雑染すなわち「諸」行と有とであり、果雑染とは生雑染すなわち識、名色、六処、触、受、生、老死の七支である。

生雑染に関しては、瑜伽論卷九では四種の相に由るといわれる。

「云何生雑染。謂由四種相。一、由云何差別。二、由云何艱辛。三、由云何不定。四、由云何流転。故。」(大正三〇、三三〇中)

と説かれ、四種の相すなわち(一)生の差別、(二)生艱辛、(三)生不定、(四)生流転が語られるが、その中、生流転では(1)縁起の体、(2)縁起の門、(3)縁起の義、(4)縁起の差別、(5)縁起の次第など十項目にわたって縁起が詳細に論じられている。この縁起差別では「縁起の差別とは云何。謂く前際に於ける無知等なり」と説かれ、前際に於ける無知、後際に於ける無知、前後際に於ける無知、内に於ける無知、外に於ける無知、内外に於ける無知、業に於ける無知、異

熟に於ける無知など十九種の無知のほか、七種の無知、五種の愚などが説かれている。

四

さて(一)煩惱雜染、(二)業雜染、(三)生雜染は、その源流はどこにあるのであろうか。この煩惱雜染、業雜染、生雜染は十二縁起の惑、業、苦に相当しているが、私はおそらく(一)業障、(二)煩惱障、(三)異熟障といういい方に起源があるのではないかと思う。なぜなら、すでに論じた如く、原始經典並びにその論書においては、「業障」「煩惱障」「異熟障」というトリオの形がしばしば見出される。例えば小部經典では、

「業障⁰³を有し、煩惱障を有し、異熟障を有する有情は不信、無業欲、惡慧にして善法正性決定に入ること能わず、是の有情を不能となす」といわれ、また分別論でも

「諸有情にして、業障具足、煩惱障具足、異熟障具足、不信、不妙欲、惡慧なるは善法において正性決定に入ること不可能なりと認められている。」

と説かれているし、人施設論でも同様に説かれている。

これらの記述はいずれも(一)業障、(二)煩惱障、(三)異熟障という形態をとっている。しかるにいまは(一)煩惱雜染、(二)業雜染、(三)生雜染である。すなわち、「業」と「煩惱」の順序が入れかわり、「異熟障」が「生雜染」となっている。しかし「異熟障」というのは「果報」のことであるから、「生」すなわち「迷いの生」ということになって、生雜染に相当するのではないかと思われる。

五

次に七種雜染に關して中辺分別論には、

「七種雜染とは七種の因であるといわれ、(一)「無明⁽⁶⁾は」顛倒の因である。(二)「行⁽⁷⁾は」牽引の因である。(三)「識⁽⁸⁾は」將導の因である。(四)「名色と六處⁽⁸⁾は」摂受の因である。(五)「觸と受⁽⁸⁾は」受用の因である。(六)「愛と取と有⁽⁸⁾は」引起の因である。(七)「生と老死⁽⁸⁾は」厭怖の因である」

と説かれている。ここに無明、行、識、名色、六處、觸、受、愛、取、有、生、老死の十二支縁起は、それぞれ顛倒因、牽引因、將導因、摂受因、受用因、引起因、厭怖因に相當しているが、何故に「無明は顛倒の因である」といわれるのかといえ、⁽⁸⁾「実に無明に陥入りたるものは真性に迷うが故に」と説かれ、何故に「識は將導の因である」といわれるのかといえ、⁽⁹⁾「此世に死したるものを生の境界に將導するが故に」と説かれている。

以上、虚妄分別の雜染相である三種、二種、七種の雜染について考察してきたが、特に三種の雜染では、煩惱雜染、業雜染、生雜染が説かれており、ここに中辺分別論における「煩惱と業」の關係が十二支縁起の上に明らかにされていると思う。

六

ところで中辺分別論眞実品、(10)善巧眞実、(e)処非処の義 (sthanāsthānārtha) を説くところで、

「非愛⁽²⁰⁾と愛と清淨と俱生と勝主と至得と現行とは、他に繫属する義による」(眞実品第十九偈)

と説かれ、「処非処は七種の『他に繫属する義』によりて知らるべきである」といわれている。すなわち、非愛、愛、清淨、俱生、勝主、至得、現行における「他に繫属する義」が語られていて、

「そは七種ながら業と煩惱と生との三繫属他義中に撰在す」

といわれているが、その中の「俱生における『他に繫属する義』では、如来と転輪王が一世界には一人ずつしかないことが説かれている。これらの記述は世親せしんにも指摘されている如く、多界経に説かれている記述である。すなわち中阿含卷四十七の最後の多界経 (Bahudhātuka-sūtra) には、

「云何比丘知是処非処。世尊答曰。阿難。若有比丘一見。是処一知。如真一見。非処一知。如真。阿難。若中有二転輪王並治者。終無是処。若世中有一転輪王治者。必有是処。阿難。若世中有二如来者。終無是処。若世中有一如来者。必有是処。阿難。若諦見人故害父母。殺阿羅訶。破壞聖衆。惡心向佛。出如来血者。終無是処。云々」(大正一、七二三下—七二四上)

と説かれている。この多界経は Majjhima-nikāya III, p. 61. 第一一五で説かれている(南伝大藏経第十一卷下、中部経典四、五六頁、第百十五多界経)。

* 大正藏経(一、七二三下)は「苦」となっているが、前後の関係から見て「若」の方がよいように思われる。

七

いま引用したこの多界経の最後に

「阿難。若諦見人故害父母。殺阿羅訶。破壞聖衆。惡心向佛。出如来血。終無是処。若凡夫人故害父母。

殺_レ阿羅訶。破壞聖衆。惡心向佛。出_レ如来血者。必有_レ是_レ処。云々」(大正一、七二四上)

と説かれているのは、いわゆる五無間業に関する記述である。この五無間業については、楞伽經にも、

「さて、マハーマティよ、五無間は何かといえは、すなわち、母と父と阿羅漢を殺すこと、僧伽を破ること、如来の身において害心をもって血を出すことである」

と説かれている。しかし楞伽經ではその直後に、

「このなか、マハーマティよ、もろもろの衆生の母は何かといえは、すなわち喜貪 (nandi-rāga) にともなわれた後有を引く渴愛であり、「これが」母性として住する。無明は「六」処の城を生ずるものであるから、父性として「住する」。母と父とのこれら兩者を完全に根絶することによって、母と父との殺害がある。このなか鼠の毒のような烈しい怒りの性質をもった敵にひとしい、もろもろの随眠を完全に破壊することによって、阿羅漢の殺害がある云々」

と説かれている。

本来、五無間業といえは五逆といわれ、最大の罪悪である。しかし楞伽經では五無間とは

「母は渴愛であり、父は無明であり、阿羅漢は随眠であり、僧伽は五蘊の聚りであり、佛は識である」

と説かれており、いわゆる一般的な五無間、すなわち、

「世尊よ、善男子もしくは善女人が五無間 (pañca-anantaryāni) に墮罪して阿鼻地獄のものになる【とごう】世尊によって説かれた云々」

というような五無間とは全く異なっている。楞伽經ではこのような五無間業が説かれているのである。

八

それではこのような罪悪ではなく、良い意味での五無間業は大乗独特のものであろうか。私はこの起源はすでに法句經並びに法句經の註釈にあると思う。すなわち、法句經第二十一、雜の部二九四偈に、

「母⁽⁸⁾と父とを殺し、又二王を害し、国及び随行を誅し、婆羅門は害なく過ぐ」

とあり、つづいて二九五偈には、

「母⁽⁹⁾と父と及び二の婆羅門王を逆害し、虎第五怨を除き、婆羅門は害なく過ぐ」

とある。法句經の注釈によれば、母は愛の喩であり、父は我ありと想う慢の喩であり、二王とは断常の二見の喩であり、国は十二処の喩であり、随行は喜貪の喩であり、二の婆羅門王とは断常二見の喩であり、虎第五怨とは五蓋の喩である、とあるから、ここでは五無間業そのものではないが、母を「渴」愛とし、父を「我ありと想うこと」としているところなど、楞伽經が「母を渴愛とし、父を無明とする」記述と類似していると思う。それ故、楞伽經のような五無間「業」が説かれる起源は、すでに法句經にあるといえるのではなからうか。

九

中辺分別論では十地を説くところで四自在が説かれ、第十地において業自在が説かれている。すなわち、

「第九地⁽¹⁰⁾において智自在の所依止を「通達す」。無礙解を得る故に。

第十地においては業自在の所依止を「通達す」。思うがままに変化によって有情の利益を為す故に」

と説かれているが、この智自在、業自在については大乘阿毘達磨集論卷第四にも説かれている。

「又諸菩薩自在業用不可思議。所謂命自在故。心自在故。財自在故。業自在故。生自在故。勝解自在故。願自在故。神通自在故。智自在故。法自在故。諸大菩薩由如是等自在力故。所作業用不可思議」(大正三一、六八一中) 中辺分別論では第九地において智自在を、そして第十地において業自在をというように段階の順序が定まっているようであるが、大乘阿毘達磨集論では諸の自在が並列的にあげられているだけである。

以上、私は中辺分別論相品に説かれている雑染相、特に三種雑染すなわち煩惱雑染、業雑染、生雑染を中心にして瑜伽論や大乘阿毘達磨集論の所説と関係させながら、業思想を考察してきた。なかでも「母を殺し、父を殺し、阿羅漢を殺し云々」といわれる五無間業は五逆といわれ、最大の罪悪であるにもかかわらず、楞伽経には「母は渴愛であり、父は無明であり、阿羅漢は随眠である云々」という独特の解釈があることが見出された。しかし一見、楞伽経独特の解釈のように見られる五無間業の解釈も、実は法句経並びに法句経の註釈の中にそれと類似する解釈が見出されたことはまことに興味深いと思う。

註

- (1) 拙稿「中辺分別論の諸問題——相品・障品・真実品を中心として——」(大谷学報第五十二卷第四号) 五二頁参照。
- (2) 長尾博士「中辺分別論の題名」(結城教授
頌壽記念) 佛教思想史論集) 一九七頁以下参照。
山口博士「中辺分別論積疏」四〇七頁参照。
- (3) 安井広済博士「入楞伽経『無常品』の原典研究」(大谷大学研究年報第二十集) 七一―七二頁参照。
- (4) Dr. Nagao: Madhyantavibhāga-bhāṣya p. 21, 7, 20.
- (5) 拙稿「中辺分別論(障品)の和訳並びに研究」(佛教学セミナー第十八号) 五八―五九頁参照。

- (6) 前出一九四頁参照。
- (7) 長沢実導博士「瑜伽行における業の問題」(日本佛教学会年報第二十五集) 二九一頁参照。
- (8) 同書、二九八—二九九頁参照。
- (9) 大正三一、六七九上参照。
- P. Pradhan: *Abhidharma-samuccaya of Asanga, Santiniketan 1950*, p. 53, l. 15 但し、この個所は Gokhale 本
- (V. V. Gokhale: *Fragments from the Abhidharmasamuccaya of Asanga 1947*) には見出されなから、還元梵語かも知れな。
- (10) Nagao 本' p. 21, l. 25.
- (11) 大正三〇、三二二中
- (12) 拙稿「煩惱障所知障と人法二無我」(佛教学セミナー) 第一号) 五二頁参照。
- (13) 南伝大藏經第四十卷二〇七頁参照。
- (14) 南伝大藏經第四十七卷五四頁参照。
- (15) 南伝大藏經第四十七卷三七七頁参照。
- (16) Nagao 本' p. 22, l. 2.
- (17) カッコ内はチベット訳並びに漢訳によって補った。サンスクリットでは、七種の因をあげた後、その説明(十二支縁起との関係)が説かれている。
- (18) 山口博士「中辺分別論釈疏」六四頁参照。
- (19) 同書、六四頁参照。
- (20) Nagao 本' p. 46, l. 8.
- (21) Nagao 本' p. 46, l. 10.

(30) P.T.S. Dhammapada Commentary III p. 454. 参照。

(31) Nagao 本 p. 36, l. 4.

(32) Pradhan: Abhidharma-sannuccaya of Asanga, Santiniketan 1950, p. 61, l. 15. 下の個所は Gokhale 本には見出されなからうと思ふ。

*

*

*

中辺分別論相品(の一部)の和訳

「佛教学セミナー」(第十八号、第十九号)に連載している「中辺分別論(障品)の和訳並びに研究(1)(2)」と同じ形式で、本論文に関係の深い第一章相品の一部(虚妄分別の中の雜染相)を和訳しようと思う。この個所はすでに大乘佛典(世界の名著2、中央公論社昭和42年刊)に現代的な訳が載っているのでそれとともに参照して頂きたい。

一、和訳文は Nagao 本 (Madhyāntavibhāga-bhāṣya, Tokyo 1964) を底本とした。

一、本文の上欄に底本の頁数を附し、下欄に Tatia 本 (Dr. Nathmal Tatia, Prof. Anantlal Thakur: Madhyānta-vibhāga-bhāṣya, Patna 1967) の頁数を附した。

一、チベット訳(北京版)の頁数を本文中の右肩に示した。

一、本文中の「」の中は、文意を明確にするために訳者が補ったものである。

一、本文中の(一)(二)(三)は訳者が便宜上つけたものである。

*

*

*

〔和訳〕

第一章 相 品

1 虚妄分別

p21
h 雜染相また雜染相^{4a}を説く⁽¹⁾。

「覆障する故に、生長させる（安立する）故に、將導する故に、撰持する故に、円満させる故に、三分別の故に、受用する故に、引起する故に」（相品第十偈）

「連縛する故に、現向する故に、苦の故に、世間は悩まされる」（相品第十一偈 a—b）

その中、「覆障する故に」とは、無明が如実に見ることを障礙するからである。「生長させる（安立する）故に」とは、諸行によって識中に業の熏習を安立するからである。「將導する故に」とは、識によって生処に到らしむるからである。「撰持する故に」とは、名色によって有情の自体を「撰持する」からである。「円満させる故に」とは、六処によって「有情の体を円満させる故に」。「三分別の故に」とは、触によって「根境識の三を分別する故に」。「受用する故に」とは、受によってである。「引起する故に」とは、業によって引起された後有(punar-bhava)の愛によってである。「連縛する故に」とは、諸取によって生起に随順する欲等に、識を「連縛する」故に。「現向する故に」とは、已に為された業の異熟を後有(次の生存)において与えること⁽⁴⁾に向うからである。「苦の故に」とは、生・老・死によって「苦しむ」からである。「かくして」世間は悩まされる。

それなる、この「十二支縁起」は

「三種、二種、および七種の雑染〔の存在〕である。虚妄分別の故に」(相品第十一偈 c 1 d)

三種の雑染とは、(一)煩惱雑染と(二)業雑染と(三)生雑染とである。その中、(一)煩惱雑染とは、無明と愛と取とである。

(二)業雑染とは、「諸」行と有とである。(三)生雑染とはその余の「七」支である。二種の雑染とは、(一)因雑染と(二)果

^{p22}雑染とである。その中、(一)因雑染とは、煩惱と業とを自体とせる諸支によってであり、(二)果雑染とはその余の「七」

支によってである。七種雑染とは、七種の因である。「すなわち」、(一)顛倒の因、(二)牽引の因、(三)將導の因、(四)撰受の因、(五)受用の因、(六)引起の因、(七)厭怖の因である。その中、(一)顛倒の因は無明である。(二)牽引の因は「諸」行である。(三)將導の因は識である。(四)撰受の因は名色と六処とである。(五)受用の因は触と受とである。(六)引起の因は愛と取と有とである。(七)厭怖の因は生と老死とである。一切のこれら雑染は虚妄分別より生起する、と。

註

(1) *khyapayati* ṭṭi *v/khyā* ḥ caus. ṭṭi to make known, to relate, tell, say, declare などの意がある。チムハット訳は *ston* (説く) とないし *stōn*。

(2) *ropāna* ṭṭi *v/ruṇ* ḥ caus. ṭṭi causing to grow の意、漢訳は玄奘訳、真諦訳ともに「安立」となっている。

(3) *pratiṭhāpana* ṭṭi *prati-v/sthā* ḥ caus. ṭṭi あるが、このチムハット訳と、註(2)の *ropāna* のチムハット訳とは、*ṭṭi* *hedebs pa* (to cast, to throw) ṭṭi *ān*。これは *sa bon hedebs pa* (to throw seed) の意と *ān* いか。

(4) 「与える」とは現実化することである。すなわち、取果、与果の与果に相当する。(舟橋一哉著「業の研究」二〇四頁参照)

* 中辺分別論無上乘品には、十波羅蜜と業との関係が説かれているが、この点については別の機会に論じたいと思う。